同項第十号を次のように改める。

十　騒音計に係る次に掲げる修理

イ　電源スイッチ、レンジ切替器のスイッチその他のスイッチの取替え

ロ　パッキンの取替え又は清掃

第十二条中「独立行政法人産業技術総合研究所」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十一条第一項第十号に関する改正規定は、平成二十七年十一月一日から施行する。

○経済産業省令第三十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、基準器検査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月一日　経済産業大臣　宮沢　洋一

基準器検査規則の一部を改正する省令

基準器検査規則（平成五年通商産業省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「独立行政法人産業技術総合研究所」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に改める。

第百六十三条第一項第三号を次のように改める。

三　二以上五以下の使用流量

第百八十二条中第一項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

基準湿式ガスメーターは、検査流量における器差と相隣る検査流量の器差の差が〇・五パーセントを超えるものであってはならない。

第二百三十八条第一項を次のように改める。

基準ガスメーターの検査流量は、表記された流量とする。

第二百三十八条第二項及び第三項を削る。

第三百八十一条第二号中「二十ヘルツ、三十ヘルツ、五十ヘルツ、百ヘルツ、百五十ヘルツ、二百ヘルツ、三百ヘルツ、五百ヘルツ、七百ヘルツ」を「百二十五ヘルツ」に、「千五百ヘルツ、二千ヘルツ、三千ヘルツ、四千ヘルツ、五千ヘルツ、六千ヘルツ、七千ヘルツ、八千ヘルツ、九千ヘルツ、一万ヘルツ、一万千ヘルツ、一万二千ヘルツ及び一万二千五百ヘルツ」を「四千ヘルツ及び八千ヘルツ」に改める。

第三百八十六条中「五百ヘルツ」を「千ヘルツ」に改める。

第三百九十条第四号中「一ヘルツ、二ヘルツ、四ヘルツ、六・三ヘルツ」を「四ヘルツ、六・三ヘルツ」に、「十六ヘルツ、三十一・五ヘルツ、六十三ヘルツ及び八十ヘルツ」を「十六ヘルツ、三十一・五ヘルツ、六十三ヘルツ及び百三十ヘルツ」に改める。

様式第一、様式第三、様式第五及び様式第十三中「独立行政法人産業技術総合研究所」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に改める。

様式第十一を次のように改める。

様式第11（第23条関係）

基準器検査成績書

第　　号

種　　類　基準静電型マイクロホン

器物番号

騒音基準器

(1)　音圧感度の周波数特性

（音圧感度レベルは１Ｖ／Ｐａを０dBとする。）

測定周波数（Hz）	音圧感度レベル（dB）

(2)　測定条件　　温度　℃、相対湿度　%、気圧　kPa、バイアス電圧　V

(3)　有効期間　　年　月　日から　年　月　日まで

(4)　その他

年　月　日　　国立研究開発法人産業技術総合研究所　印

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第十二を次のように改める。

様式第12（第23条関係）

基準器検査成績書

第　　号

種　　類　基準サーボ式ピックアップ

器物番号　　振動基準器

信号変換器の器物番号

(1)　感度の周波数特性

測定周波数（Hz）	１メートル毎秒毎秒当たりの電圧（V）

(2)　測定条件

(3)　有効期間

年　月　日から　年　月　日まで

(4)　その他

年　月　日　　国立研究開発法人産業技術総合研究所　印

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（合格条件に係る特例）

第二条　この省令の施行の日前に基準器検査の申請書が提出された基準ガスメーターについての法第百三条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第三項の経済産業省令で定める方法の規定の適用については、なお従前の例による。

2　この省令の施行の日前に基準器検査の申請書が提出された騒音基準器についての法第百三条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二項の経済産業省令で定める方法の規定の適用については、なお従前の例による。

3　この省令の施行の日前に基準器検査の申請書が提出された振動基準器についての法第百三条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準の規定の適用については、なお従前の例による。

（基準器の特例）

第三条　この省令の施行の際、改正前の基準器検査規則（平成五年通商産業省令第七十一号）第二十一条の基準器検査証印の有効期間を満了していない基準ガスメーター、騒音基準器及び振動基準器については、基準器検査証印の有効期間満了までは基準器とみなす。

○経済産業省令第三十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月一日　経済産業大臣　宮沢　洋一